

第3回 孤独・孤立対策推進会議 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年5月15日（木）14:15～15:00

2. 場所：中央合同庁舎第8号館1階講堂

3. 出席者：

三原 じゅん子	内閣府特命担当大臣
松下 美帆	内閣官房副長官補付内閣参事官【代理出席】
江浪 武志	内閣府孤独・孤立対策推進室長
森元 良幸	警察庁長官官房長
石田 晋也	金融庁総合政策局総括審議官
尾原 知明	消費者庁審議官【代理出席】
吉住 啓作	こども家庭庁支援局長
三浦 明	デジタル庁審議官（国民向けサービスグループ）
山野 謙	復興庁統括官
恩田 馨	総務省大臣官房総括審議官
上原 龍	法務省大臣官房政策立案総括審議官
岩本 桂一	外務省領事局長
弓 信幸	財務省大臣官房審議官
橋爪 淳	文部科学省大臣官房審議官（総合教育政策局担当） 【代理出席】
宮本 直樹	厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、総合政策担当）【代理出席】
坂田 進	農林水産省大臣官房審議官（兼消費・安全局） 【代理出席】
江澤 正名	経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官【代理出席】
後藤 慎一	国土交通省大臣官房審議官（総合政策） 【代理出席】
熊谷 和哉	環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官【代理出席】
廣瀬 律子	防衛省大臣官房政策立案総括審議官【代理出席】

(議事次第)

孤独・孤立対策重点計画の改定に向けて

○江浪室長 ただいまから第3回「孤独・孤立対策推進会議」を開催したいと思います。

司会進行を務めさせていただきます、内閣府孤独・孤立対策推進室長の江浪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は「孤独・孤立対策重点計画」の改定に向けて、その進め方を御説明申し上げた上で、本年1月から御議論いただきました「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」における有識者意見の御報告及び関係者からのヒアリングを予定しております。

まず初めに、私より、重点計画の改定に向けた進め方及び有識者意見について御説明を申し上げます。資料1を御覧ください。

資料1の1ページ目は、孤独・孤立対策推進法の概要でございます。

孤独・孤立対策推進法におきましては、3つの基本理念が示されるとともに、法律に基づく重点計画の作成を行うということが決まっております。また、その策定の関係で、内閣総理大臣を本部長として全閣僚を構成員とする孤独・孤立対策推進本部が置かれるということが法律上決まっているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、右下のページ、2ページ目でございますが、今年の6月に本部決定されました重点計画のポイントでございます。

法律に基づく基本理念に沿って孤独・孤立対策の基本方針4点が定められているというものでございます。また、重点計画におきましては、特に重点を置いて取り組むべき事項ということで3点定められているというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目、孤独・孤立対策重点計画の改定に向けた進め方でございます。

孤独・孤立対策推進法に基づく孤独・孤立対策重点計画の改定に当たりましては、昨年策定しましたときの流れを踏まえまして、具体的には、現行の重点計画及び孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議で取りまとめられました有識者意見、官民連携プラットフォームにおけます継続的な議論などを踏まえつつ、本会議、孤独・孤立対策推進会議におきまして、地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会、関係機関等の意見をお聞きして策定することとしたいということでございます。四角の枠の下に、参考として今年の重点計画策定の流れ、今年の改定に向けた主な動きを記してございます。

次に、孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議の意見のことにつきまして御説明を申し上げます。この資料の次のページ、4ページ目及び資料2を御覧いただければと思います。

孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議は、孤独・孤立対策の在り方に関し有識者の意見を聴取し、孤独・孤立対策に関する重要事項について検討することを目的に開催したものでございます。令和7年1月以降、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果の考察についての議論や関係省庁・自治体からのヒアリングなどを実施していただきまして、これらを踏まえて、現行の孤独・孤立対策重点計画に関する意見が取りまとまって

いるということでございます。

この下に抜粋ということで主な意見を列挙してございます。

まず、1つ目の○でございますが、重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」に掲げられております3点につきましては、引き続き取組を進めることが重要ということ。

また、2つ目の○でございますが、地方公共団体における取組事例の横展開に当たっては、関連する取組をどう組み合わせるかという工夫や、取組を進める上での課題についても把握することが重要ということ。

また、3つ目の○でございますが、令和6年に小中高生の自殺者数が過去最多となったことを踏まえて、こども・若者の孤独・孤立状態の予防のための取組の推進が重要ということ。

また、一番下の○でございますが、単身世帯の増加が見込まれる中、令和7年4月に孤立死の推計結果が公表されていること。こうした事実を受け止め、現役世代を含め、単身高齢者等の孤独・孤立状態の予防の取組を関係府省庁の連携の下、推進していくべきという御意見があったということでございます。

資料1及び資料2に関しまして、私からの御説明は以上でございます。

続きまして、重点計画の改定に向けて検討を深めるべく、本日、地方公共団体及び全国版官民連携プラットフォームの御担当者をお招きいたしましてヒアリングを実施することとしております。

本日は、鳥取県の中島様、広島県福山市の末宗様、全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの幹事を務めていただいております井澤様にお越しいただきました。それぞれ10分程度で御説明をお願いしたいと考えております。それでは、まず、鳥取県、中島様から御説明をお願いいたします。

○鳥取県 鳥取県の孤独・孤立対策課、中島と申します。よろしくお願ひいたします。

鳥取県の孤独・孤立対策課より、本県の孤独・孤立対策の現状と課題につきまして御説明をさせていただきます。資料のほうを共有させていただきます。

鳥取県では、孤独・孤立対策推進法の施行に先駆けまして、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」、長い名前でございますが、制定、施行いたしました。誰一人取り残さない社会づくりを目的としまして、例えば、ひきこもりを抱える家族の方、ヤングケアラー、老老介護、また、障害のあるこどものいる御家族など、既存の制度や福祉的支援だけでは対応が難しいはざまのケースなどに対応するため、県や市町村等の責務や役割を規定した条例になっております。

この条例の施行後、令和5年7月末に当課、孤独・孤立対策課を設置し、生活保護、生活困窮者支援、ひきこもり、ヤングケアラーなどの業務を所管しているところでございます。また、縦割りになりがちな孤独・孤立対策につきましても、当課が他部局とのハブの機能を持ちまして、庁内の関連施策を連携して推進していくことも課のミッションとしております。

県内の孤独・孤立の状況につきまして、御説明いたします。

市町村や関係機関の方の協力の下、県内の状況を調査した実態調査の結果でございます。

ひきこもり、ヤングケアラーにつきましては、厚生労働省などの一般的な指標を基に行いましたが、3番目、老老介護につきましては、市町村と協議の上、※印、下に書いておりますが75歳以上のみからなる世帯かつ介護サービスを受けておられない、支援が入っていない世帯ということにいたしました。

調査の結果、その傾向などは御覧のとおりでございます。

調査結果につきまして、御協力いただきました市町村や民生委員・児童委員、また、包括支援センター等の皆様にも、結果概要の報告、意見交換等を行ってまいりましたが、それぞれの立場でこの結果を受け止めまして、我がこととして捉えていただき、実態調査の結果を基に連携した取組も進みつつある状況と考えております。

次に「とっとり孤独・孤立官民連携プラットフォーム」につきましてです。

第一次取組団体として、令和4年9月に設置いたしました。令和6年4月の推進法施行に合わせまして、当初からの構成団体、19市町村と13団体を、こちらの会議への参加や、後にお話しいたします孤独・孤立対策地域協議会を構成します幹事団体として、また、新たに孤独・孤立対策課題の取組や、その他、様々な活動を行っている団体を一般団体として募集することといたしました。新たに26団体に参加いただいております。

次でございます。

このプラットフォームの主な事業といたしまして、分野を限定しない、様々な相談を受けて関係機関につなぐ「生活困りごと相談窓口」というものを県内3か所に設置しております。今年度からLINE相談も開始いたします。

また、令和6年度は、ワークショップの実施により、会員団体間の交流を行ったところ、他の団体の活動を知ることができ、横のつながりができたとしても好評で、令和7年度につきましても、引き続きさらに充実させて実施することとしております。

次でございます。

同じく、交付金を活用した事業の一つが、孤独・孤立サポーターの養成です。

プラットフォームにおきまして、生活困りごと相談窓口という形で様々な相談を受けているところでございますが、孤独・孤立の状況にある方が自ら相談につながるのはまだまだ難しい状況にある。そういうことで、地域の中で困り事を抱えた方や孤立状態が心配される方、そういった方に、気がつき、少しずつ関わりながら、行政機関などへつないでいただく役ということで、そういった方を公募しますとともに、市町村からも推薦をいただいて、生きづらさや困り事を抱えた方への理解、また、関わり方など、対人援助の手法などについて、1日半と少し長丁場ですが、そういった研修を受講していただきまして、令和6年度は約100名程度、サポーターを養成させていただいたところ です。

次でございますが、プラットフォームの幹事団体を構成員としました県の孤独・孤立対策地域協議会についてでございます。

鳥取県では、市町村のみで扱うことが困難なケースなど、そういったところに県が対応するため、令和6年4月に法施行とともに設置いたしました。

推進法のガイドラインにおいて、社会福祉法や生活困窮者自立支援法などの類似の協議会と兼ねることができるとあり、もともと県での設置よりも市町村での設置が主となるものかと考えていたところでございますが、設置に向けて検討を行う中、都道府県では全県カバーする重層的支援体制整備とか生活困窮者自立支援法における支援会議、こういったものの設置が難しい状況にありまして、特に鳥取県におきましては、15ある町村のうち13町村が福祉事務所を設置しておりまして、自立支援法に基づきます福祉事務所設置自治体による支援会議、これができるのは県が所管しています2町の範囲にとどまりますため、やはり、この孤独・孤立対策推進法に基づきます地域協議会が必要だという考えの下、設置をしたところでございます。

その下、市町村における重層的支援体制整備についてでございます。

県としても、実施のほうを奨励、後押ししてまいりまして、現在、県内19市町村のうち12の市町村が実施しております。複雑化、複合化した課題やはざまのケースという点では、孤独・孤立対策推進法とも対象は重なっておりますので、重層的支援体制整備が進んでいる市町村を中心に、推進法におけるプラットフォームや協議会の設置についても、今後、後押しをしていきたいと考えております。

最後ですが、今後の展望としてでございますが、県としての推進体制は整えつつあるところでございますが、今回行いました実態調査の3つのカテゴリーはもちろんのこと、そのほか、名前のつかない孤独・孤立、例えば、市町村の声をお聞きしますと、いわゆるごみ屋敷の問題とか身寄りのない方、高齢者だけではございません。頼れる縁者のおられない方などの対応に苦慮されているということで、そのような実態を聞き取りしながら、県としてできることを模索していくことが必要と考えております。

また、最後のほうに小さく書いておりますが、相談することの心理的ハードル、これをどのように下げていくのか。困ったときに「助けて」と言える風土づくりや啓発がとても重要と考えております。

今後、例えば、地域の中で、現に生きづらさに寄り添っておられる精神保健福祉士などの専門職、また、研究者の御意見もお聞きしながら、市町村や支援機関とも価値観を共有し、連携しながら、広域的な取組をより効果的に進めてまいりたいと考えております。

こちらからの説明は以上でございます。

○江浪室長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、福山市、末宗様からお願いいたします。

○広島県福山市 広島県福山市福祉総務課の末宗と申します。

本日は、福山市の孤独・孤立対策の取組の一部をお話しする機会をいただきまして誠にありがとうございます。

では、資料を共有します。

福山市は、瀬戸内海沿岸のほぼ真ん中にある広島県東部の都市となります。まず、孤独・孤立対策に係る取組の経過を簡単に御説明いたします。

本市では、平成29年にネウボラ相談窓口「あのね」を開設し、妊娠から子育てまで切れ目のない支援で子育てを応援しています。

平成30年には、こども・若者のひきこもりや不登校、就職などについての悩みを相談、支援する団体で構成する「ふくやま・ヤングサポートネットワーク」を設置しています。

令和2年には、ひきこもり状態にある方や家族に寄り添う、福山市ひきこもり相談窓口「ふきのとう」を設置しています。

令和4年度から、厚生労働省の重層的支援体制整備事業への移行準備を開始し、令和6年度から本格実施しています。

重層事業は、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、個別支援と地域支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティーネットを強化するものでございます。重層事業の推進が目指す地域共生社会の実現は、孤独・孤立対策と目指す方向性を同じくするものであると感じています。

本市では、令和4年度に策定した「福山市地域福祉計画2022」の中で、「支え合いながら すべての市民がいきいきと心豊かに 安心して暮らせる 共生のまち ふくやま」を基本理念として、地域共生社会の実現に向け、3つの基本目標を掲げています。

基本目標1では、高齢者のみの世帯やひとり親家庭、ひきこもりの人やその家族など、地域で孤立しやすい可能性のある人々が、生きがいを持って地域の中で暮らせることを目指す姿としています。

基本目標2では、地域住民の抱える課題が複雑化していることを踏まえ、地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制を充実させるとともに、必要な支援に円滑につなぐことのできる包括的な支援体制の構築を目指す姿としています。

基本目標3では、住民同士が相互に支え合い、地域の困り事を地域の中で解決できるよう、住民をはじめ各関係団体の連携により、支え合いの仕組みを構築することを目指す姿としています。

地域福祉計画の中に孤独・孤立対策と掲げてはいたませんが、孤独や孤立の状態にある人々の支援を積極的に行い、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を構築するという理念を盛り込んだものとしております。

本市では、誰一人取り残されることのない包摂的な社会を実現するため、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で、人と人とのつながりを実感できる住民主体の地域活動を推進しています。本日は、その中でも、小地域福祉ネットワーク活動について説明します。

地域内で発生する福祉課題を地域住民全体の問題として捉え、住民相互の助け合い、ふれあい活動を基本に、小地域でネットワークを編成し、声かけ、見守り、話し相手、散歩

の付き添いといった訪問活動をきめ細かく展開しているものです。この活動は、対象者とボランティアの人が一対一で関わるのではなく、ボランティアがチームをつくり、対象者ごとにどんな活動が必要か、どの範囲で支え合いができるか、対象者を含めチーム全体で話し合い、分担しながら取り組んでいます。

住民主体の地域活動は、何かの活動目的のために集まるというよりも、居場所にいることや、そこでの雑談が単身者を見守り、気になる人、困り事を抱える人の早期発見につながる場になっていけばよいなと感じています。

こちらは、包摂的な地域活動の写真となります。

内閣府の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に、令和5年度及び令和6年度に採択いただきまして、孤独・孤立に関する課題に関して取り組む本市を含めた関係機関や団体等が相互に連携し、横のつながりを強化するための試行的事業を実施しました。

本市では、既に各分野で孤独・孤立対策に通じる取組を進めていましたが、行政内部、外部を問わず、個別の課題に対する縦割りアプローチが中心であり、横のつながりが十分とは言えない状態でした。課題が複合的かつ多様化する中で、単独の支援機関では解決が難しく、ほかの関係機関の業務についても、理解不足により十分な連携が取れていない状態では、問題の解決や予防は難しくなります。重層事業を進める上でも言えることですが、異なる分野や組織の連携は必ずしも容易ではなく、共通の目標を共有し、相互理解を深めることが重要だと考えています。

掲載している写真は、プラットフォーム設立に向けたワークショップのときのものです。

お互いの活動や課題を理解すること、孤独・孤立対策の担い手がつながること、学び合いを通じてノウハウを高め合うことを目標に、支援団体の方だけではなく、孤独・孤立問題や地域づくりに興味がある方を募集して実施しました。参加者からは、孤独・孤立対策を実施、推進している他団体とつながることができるのはうれしいとの声を多数いただいております。

昨年度のモデル事業において、16歳以上の市民3,000人に対して、孤独・孤立の実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。

本市でも、内閣府調査と同様に、20歳代、30歳代の若年層の孤独感が高いことが明らかになり、若年層へのアプローチにも手を入れていかなければならないことが分かりました。

本市では、現在、行政、地域、NPO、事業者等が日常的に課題を共有し、資源を持ち寄り、協力して解決していく包摂的な地域づくりを目指した「ふくやま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の設立に向けて取り組んでいるところです。

設立のイメージ図となります。

イメージ図の真ん中に「交流館」を掲げているのですが、本市には小学校区ごとに住民が集い、つながり、主体的に課題解決に取り組むまちづくりの拠点としての役割を担う交流館がございます。地域住民にとって一番身近な行政の相談窓口として福祉部門との連携

を深め、相談機能を強化し、地域住民の暮らしに寄り添った取組を進めています。社会的孤立は、社会での関係性の貧困の表れとも思っています。気軽に立ち寄ることができ、人と人、団体、活動をつなぐことができる場所、ハブ的な存在となることを期待しています。

本市では、1月に、主に市職員対象、2月に中学生を対象につながりサポーター養成講座を開催しました。

中学生向けの講座の狙いは、「ひとりぼっちをつくらない！地域社会の創造をめざす」としました。標準テキストを使用しての開催となりましたが、講座への導入として、動画を視聴したりアイスブレイクの時間を取り入れるなど工夫しながら進めました。

生徒からは、「周囲に悩みや困り事を抱えている人がいたら、できる範囲でサポートしたい」「相談できる場所が増えた」「話しかけ方など、もっと詳しく学びたい」等の声をいただきました。

市職員を対象とした講座の参加者からは、「交流館主事向けに開催してほしい」「継続して開催してほしい」等の声をいただいております。今後も、継続して開催していこうと考えています。

今後の施策展開に向けてとなりますが、これまで家族が担ってきた機能を社会サービスに転換したり、家族以外のインフォーマルな関係性を増やしていくことが重要だと感じています。家族は大切ですが、たとえ頼れる家族がいなくても、孤立することなく、安心して尊厳のある人生を送れる社会となるように、地域で支える視点も取り入れて、本市の孤独・孤立対策を進めていきたいと思っております。

視点1から3をまとめまして、これまでの地域共生社会の実現に向けた取組とリンクをさせて、住民、専門職、関係機関が切れ目なくつながり、地域が抱える生活課題の早期発見から解決までを着実に導く重層的なセーフティーネットの構築を進めていきたいと考えています。そして、地域社会を構成する多様な主体が連携して、困り事や悩みを抱える人が早期に発見され、早期の解決につながるよう、まずは気づく人を増やしていくことを目的に、孤独・孤立に関する理解の促進及び行動の促進につながる取組をしていきたいと考えています。

最後になりますが、全ての住民が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるようにするためには、社会のあらゆる分野において、緩やかにつながり、孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であると考えております。まずは行政内部から孤独・孤立の理解の促進を進め、情報連携ではなく行動連携をすることが必要だと思っております。それぞれの分野で取り組んでいることが、まだ、孤独・孤立対策につながっていることにひもづいていないことが課題だと感じております。ありがたい姿を共有し、事業の担当者が幅広い視野で孤独・孤立対策を進めていきたいと考えています。

本市では、プラットフォームの設立はこれからとなります。着実に取組を進めてまいりたいと思っておりますので、内閣府をはじめ国の皆様におかれましては、引き続き御指導、御支援をいただければ幸いです。

福山市からの取組報告は以上でございます。御清聴、誠にありがとうございました。

○江浪室長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、全国版官民連携プラットフォームから井澤様、よろしくお願ひいたします。

○全国版官民連携プラットフォーム 発言の機会をいただき、ありがとうございます。全国版プラットフォームの幹事を務めております、新公益連盟の井澤でございます。昨年度に続きまして、官民連携プラットフォームから直近の取組を中心に、活動状況の報告及び意見を述べさせていただきます。

資料を共有します。

孤独・孤立の問題は、人生のどの段階でも、誰にでも生じ得るものだからこそ、対象者が広く、かつ、複合的な課題により引き起こされ、その対応は行政だけでは難しく、また、生活の基盤に関わるが多いため、NPOだけで対応できるものでもありません。法律に基づく重点計画が策定されて、国や自治体において着実に施策が進められている現在においても、絶えず取組をアップデートさせていくとともに、引き続き行政と民間の連携が必要であると認識しております。政策を立案、推進する上でも、現場で取組を行っている民間、NPOからの意見をぜひお聞きいただきまして、今後とも、ともに議論しながら進めていければと考えております。

この官民連携プラットフォームは、官・民・NPO等の水平的連携の基盤として、令和4年2月に設立されております。NPO等の支援団体や関係府省庁等で会員を構成し、会員の中から選出された幹事会において、プラットフォームの運営に必要な事項を実施しております。また、経済団体や地方自治体等が協力会員として参加し、民間団体、企業、助成団体等が賛助会員として参加しており、会員総数は、5月1日現在で628団体でございます。

孤独・孤立対策に係るテーマごとに、こちらのスライドに記載のように、プラットフォームの会員で構成される3つの分科会を設け、取組を進めてまいりました。

分科会1を例に活動状況をお話いたしますと、重点計画の基本方針の1番目の、「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、声を上げやすい、声をかけやすい社会に向けた取組の在り方を検討し、後ほど述べる孤独・孤立対策強化月間や、つながりサポーター養成講座を提言、事業をサポートしてまいりました。

重点計画の改定に当たりましては、これまでの取組や、今後の展望も踏まえていただきたいと考えておりまして、関連するものを御紹介いたします。

まず、直近のホットトピックといたしまして、孤独・孤立対策強化月間について御紹介いたします。

毎年5月を孤独・孤立対策強化月間と定めて、昨年度、初めて本格実施いたしました。

令和7年度においても、昨年度の実施状況を踏まえて、政府において、左下の広報ポスターなどによる周知、月間特設ウェブページの開設、「ぷらっとば〜す」というオンライン空間でのイベント実施などに取り組んでいただきました。「ぷらっとば〜す」上でのイ

ベントには、孤独・孤立対策の周知啓発や、取組紹介のために、数多くのプラットフォーム幹事団体や会員企業も参加してイベントを盛り上げました。

また、スライドの右に記載のとおり、つながりサポーターの普及に向け、三原大臣からメッセージを御発信いただきました。三原大臣、ありがとうございます。

次に、つながりサポーター養成の取組について、もう少し詳しく御説明いたします。

分科会1では、強化月間に代表される制度や情報に触れる機会を増やすための取組と並行して、孤独・孤立についての社会的理解や関心を高めるために、つながりサポーター養成講座の創設を提言しました。こうした経緯を踏まえ、この講座は、専門的知識を必要としない難しくない内容とし、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする、日常の何げない場面での気づきや声かけなどを促し、声を上げやすい社会環境をつくるための取組といたしました。

令和5年度に試行実施し、その結果を踏まえて、令和6年度からは、本格実施として、地方自治体や企業、団体など全国20か所程度で講座を実施いただき、私も有識者検討委員会の委員の一人として講師を務めました。

このつながりサポーター養成講座は、強化月間に合わせて動画配信も行っており、いつでも、どこでも、誰でも受講できる環境を提供しております。現在、こども向けテキストの作成を進めており、本年度中に試行実施を行う予定です。

このように、地域、学校、企業、団体での講座展開を進めつつ、広く社会全体に波及するよう取組を進めてまいりたいと存じます。

さらに、悩みを抱える方が気軽に相談できるワンストップの窓口として、本年度も孤独・孤立相談ダイヤル#9999を強化月間の関連イベントとして、ゴールデンウィーク期間中に実施しました。電話だけでなくメールやチャットでも相談を受け付け、プラットフォーム会員団体が主体的に協力して、状況に合わせた相談支援体制を構築しました。今後、成果や課題を検証し、本格実施に向けて引き続き検討していく予定でございます。

資料の説明は以上ですが、こどもの自殺者数が過去最多となっていること、単身高齢者等の増加を背景とした身寄りのない高齢者の課題など、あらゆる世代において孤独・孤立の問題が顕在化しており、こうした課題に対して、地域の中でつながりの場づくりなどを実践するNPO等の役割がますます重要になってきております。また、民間企業、団体にとっても、サステナビリティやESG経営の文脈の中で、NPO等との連携による社会的価値の創出に対する意欲は高いと感じます。

こうした中で、このプラットフォームのように、官・民・NPO等の水平的に連携し、協働できる場づくりが行われ、プラットフォームを通じて社会課題の共有や会員間のネットワークが深められることは、連携の基盤として大変意義深く、多様な主体に全国版及び地方版プラットフォームに参画いただけるよう、政府においても自治体等への働きかけを引き続きお願いいたしたく存じます。

孤独・孤立対策においては、悩みや困り事が深刻化、複雑化する前に対応する予防の観

点が重要であり、地域の近いところでの民間の支え合い、居場所づくり、つながりが多様に生まれる社会環境づくりにも引き続き総合的に取り組んでいただきたく存じます。また、こうした社会環境づくりに取り組むNPO等の活動への支援についても、新たなニーズ等を踏まえた強化、拡充を御検討いただきたく存じます。

繰り返しになりますが、孤独・孤立対策は、官・民・NPOの水平的連携が最も重要と考えます。現行の重点計画においては、孤独・孤立対策が、当事者等のニーズ等に即して効果的なものとなるよう、NPO等との対話により、官民一体で孤独・孤立対策の取組を推進することが明記されており、重点計画の改定に当たっては、本日御説明したプラットフォームの取組も踏まえて御検討いただくとともに、政策を立案、推進する上では、引き続き、NPO等の現場の意見を反映していただきたく存じます。このヒアリングもその一環と受け止め、大いに期待しているところでございます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○江浪室長 ありがとうございました。

それでは、最後に、議長であります三原大臣から御挨拶をいただきます。まず、プレスが入室いたしますので、しばらくお待ちください。

本日、オンラインで御参加いただいている皆様、よろしければ画面をオンにしていればと思っております。

(報道関係者入室)

○江浪室長 それでは、プレスの皆様がお入りになりましたので、三原大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

○三原大臣 孤独・孤立対策を担当しております、内閣府特命担当大臣の三原じゅん子でございます。

本日は、重点計画の改定に向けた検討を更に深めるため、この推進会議の場でヒアリングを実施いたしました。

鳥取県の中島様、そして、広島県福山市の末宗様、全国版官民連携プラットフォームを代表して、新公益連盟の井澤様におかれましては、本日は、お忙しい中、ヒアリングに御対応いただきましてありがとうございました。

本日のヒアリングでは、鳥取県から、市町村に対するサポートといった広域自治体の役割や、地域協議会等も活用した今後の取組の展望などについて、御発言、御発表をいただきました。

また、広島県福山市から、単身世帯の増加等への対応や、まちづくりの観点も取り入れた、地域におけるつながりづくりや分野横断的な連携による予防の取組の重要性などについて御発表いただきました。

孤独・孤立対策推進法の施行から1年が経ちまして、各自治体において取組が着実に進んでいることを実感したところでございます。鳥取県と広島県福山市の取組は、他の自治体の参考になるものと考えてございます。

さらに、全国版官民連携プラットフォームから、孤独・孤立対策の推進に当たっての官・民・NPO等の連携の重要性などについて御説明いただきました。孤独・孤立対策においては、官・民が水平的に連携することが大変重要でございまして、各自治体におかれましても、NPO等の現場で支援に当たっている方の御意見も踏まえながら、対策を推進していただくことが重要と考えます。

本日のヒアリングの内容につきましては、しっかりと重点計画の改定に反映することとしたいと考えております。

各府省庁におきましては、重点計画の改定に向けて、改めて次の2点をお願いいたします。

各府省庁において、あらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れていただき、有識者会議の御意見や実態調査の結果なども踏まえ、各施策の充実や運用改善について更なる検討を進めてください。

また、重点計画に掲げられている具体的施策については、孤独・孤立との関連をより具体化した目標の設定を行っていただくなど、引き続き検討を進めてください。

重点計画改定案につきましては、本日の推進会議の内容等を踏まえて、案文の検討・調整を進め、孤独・孤立対策推進本部に私からお諮りしたいと思っております。

各府省庁の皆様におかれては、引き続き御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

また、本日、全国版官民連携プラットフォームからの御発表でも言及がありましたけれども、今月は孤独・孤立対策強化月間でございます。強化月間における集中的な啓発活動により、社会全体で孤独・孤立についての理解や対策の気運を高めてまいりたいと思っております。

引き続き、孤独・孤立対策の目的である「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」の実現のため、御協力をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○江浪室長 ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様は御退出いただければと思います。

(報道関係者退室)

○江浪室長 それでは、本日実施いたしましたヒアリングの内容なども踏まえまして、重点計画改定案の検討を進めてまいりますので、皆様の御協力を引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回「孤独・孤立対策推進会議」を終了いたします。本日はありがとうございました。